

新座市告示第 129 号

新座市高齢者入浴助成事業実施要綱（平成4年新座市告示第143号）は、令和8年6月30日限り、廃止する。ただし、同日以前に廃止前の新座市高齢者入浴助成事業実施要綱第5条第1項の規定により助成の決定を受けた者に係る利用券の交付等については、なお従前の例による。

令和 8 年 4 月 / 日

新座市長 並 木

